

研究ノート

# 各国の相続税制について

荒井 俊行

(はじめに)

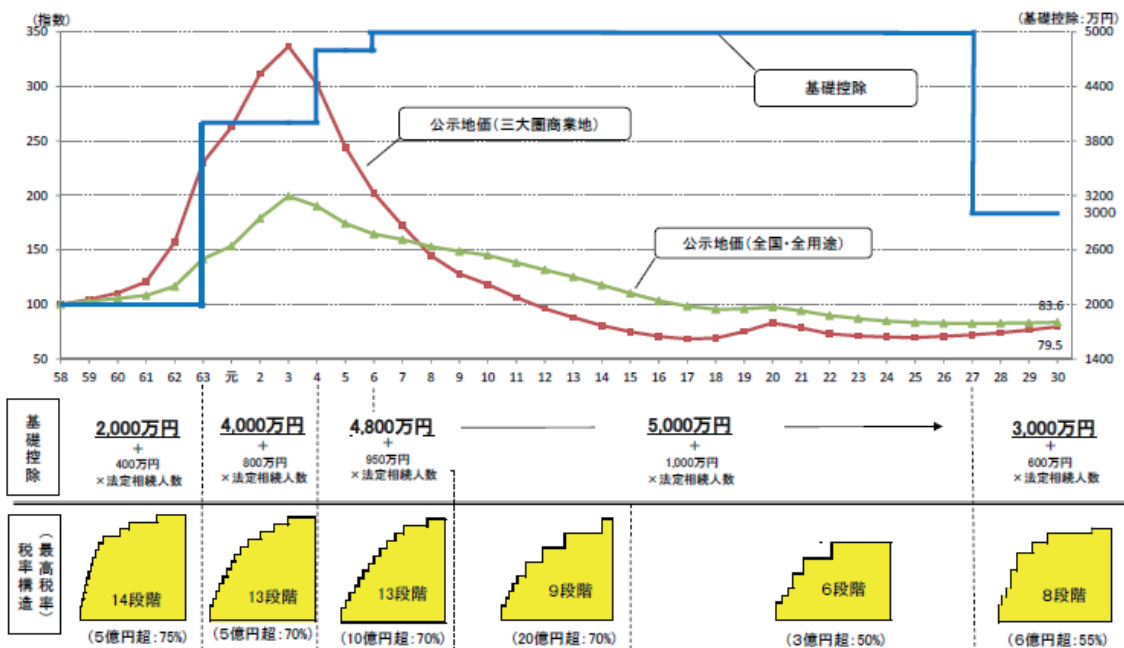
日本における相続税制の機能と課税目的については論者により、「富の再分配」、「所得課税の補完」、「社会保障財源の調達」等力点の置き方はさまざまである。平成以降の制度改正を見ても、バブル期において土地等の資産価額の急激な上昇に伴う相続税負担の増加に対処するため、昭和63年度改

正以降数次にわたり、基礎控除額の引き上げ、税率構造の緩和等が行われた。しかしバブル崩壊後もこれらの制度が維持され、相続税の財源調達力や富の再分配機能が低下してきたため、平成25年度改正により、基礎控除額の引き下げや最高税率の引き上げが行われた(図表1)。一方で、相続税の補完税とされる贈与税は、近時、相続税の課

(図表1)

地価公示価格指数の推移と相続税の改正

- バブル期の地価高騰に伴う負担調整のため、累次に互り基礎控除の引上げ及び最高税率の引下げを実施。
- 平成25年度税制改正において、相続税の再分配機能の回復、格差の固定化の防止等の観点から、基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げを実施。(平成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用。)



(図表2) 相続税・贈与税の沿革

わが国の相続税・贈与税の沿革	
年	沿革
明治38年 (創設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺産課税方式の採用</li> <li>○ 家督相続を優遇し、親疎により別税率適用</li> <li>○ 相続開始前1年以内の贈与財産について相続税の課税価格に加算</li> </ul>
昭和22年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民法改正(昭和22年)で家督相続廃止 → 相続税もこれに伴い家督相続に係る規定を廃止</li> <li>○ 贈与者の一生を通ずる累積課税方式の贈与税の創設(贈与者課税)</li> </ul>
昭和25年 (シャープ勧告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相続税・贈与税の一本化</li> <li>○ 遺産取得課税方式への移行</li> <li>○ 取得者の一生を通ずる累積課税方式を採用</li> </ul>
昭和28年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取得者の一生を通ずる累積課税方式の廃止</li> <li>○ 相続開始前2年以内の贈与は、相続に加算して課税</li> <li>○ 贈与のつど毎年課税する贈与税の創設(取得者課税)</li> </ul>
昭和33年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税額の計算方式を法定相続分に応じ計算する方式(相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって計算し、各人の課税価格(取得財産額から取得財産に係る基礎控除額を控除した額)で按分する方式)に見直し</li> <li>○ 相続開始前3年以内の贈与は、相続に加算して課税</li> <li>○ 3年以内に同一人から贈与があった場合の贈与税の累積課税制度(3年累積課税制度)の導入</li> </ul>
昭和50年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 贈与税の3年累積課税制度の廃止</li> </ul>
昭和63年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 抜本改正</li> </ul>
平成15年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相続税・贈与税の一体化措置(相続時精算課税制度)の導入</li> </ul>

- (注) 1. 遺産課税方式とは被相続人の遺贈額全体を課税対象として課税する方式であり、人が生存中に蓄積した富の一部を死亡に当たり社会に還元すべきであるという考え方にに基づき、死亡した者の遺産を対象に課税する方式であるので、税負担は相続人の数、分割の程度に関係なく決まり、遺産分割の促進には寄与しない。
2. 遺産取得課税方式とは、相続人その他の者が相続により受贈した受贈額を課税対象として課税する方式を言い、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。所得に対する租税とされ、遺産分割を促進し、偶然の理由による富の増加を抑制する機能を有する。
3. 現在の日本の相続税制は遺産課税方式を加味した遺産取得課税方式が採用されている
4. 相続税制の詳細な沿革については末尾の参考資料「相続税法・贈与税法の主な変遷」を参照されたい。

税強化と時期を同じくして、軽減措置の拡大が図られており、両者間の政策の整合性に疑念が生じかねない状況もある。以下、日本を含め各国の相続税制等の概要について紹介するが、図表については特に断らない限り、2018年第18回税制調査会(10月17日)及び2018年度第20回税制調査会(11月7日)に提出された内閣府の公開のホームページ会議資料からの引用である。

わが国の相続税制は日露戦争の戦費調達を目的として、開戦翌年の1905年(明治38年)に、当時の家督相続という社会の情勢を踏まえて、講学上の遺産課税方式からスタートしたが、戦後、シ

ャープ勧告を受けて、昭和25年税制改正により、一旦相続税・贈与税を一本化した遺産取得者の一生を通ずる遺産取得税方式を採用したが、過去の取得財産に関する記録を一生を通じて保有させておくことは難しいという執行面での課題から、昭和25年から昭和27年までの短期間の実施後、早くも昭和28年度には累積課税方式は廃止され、昭和33年度税制改正により、遺産課税方式の要素を取り入れた遺産取得課税方式が採用されて、現在に至っている。なお、平成15年度改正では相続税・贈与税の一体的措置を可能とする相続時精算課税制度が創設されている(暦年課税の贈与税と

の選択制) (図表 2)。

**(現在の日本における相続税課税)**

現行相続税法の下では、課税遺産総額を法定相続分で按分し、各法定相続人の法定相続分相当額毎に累進税率を適用して相続税額の総額を決め、その後、実際の相続割合で相続税総額を按分し直すという仕組みが採られている(図表 3-1, 3-2)。

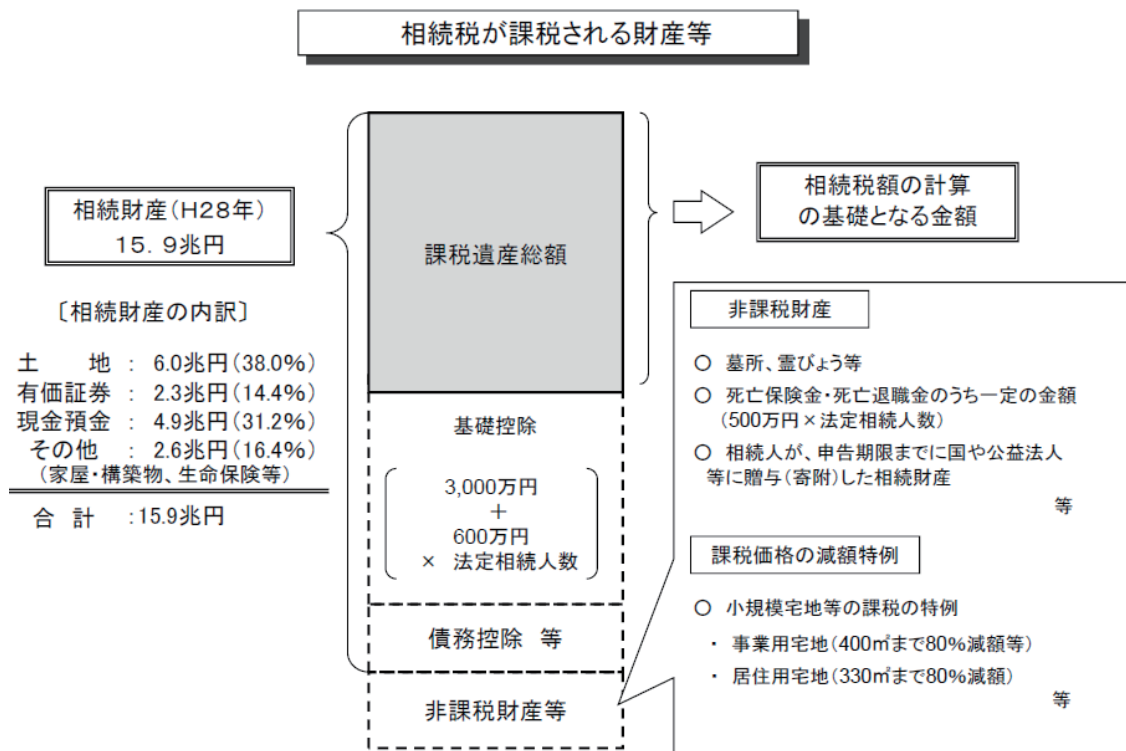
**(相続税の補完税としての贈与税)**

贈与税は、個人からの贈与により、財産を取得した個人に対して、その時の時価で課税されるが、相続税の補完税としての位置づけであり、資産の分割贈与により相続税の累進回避を行うことを避けさせる意味で少額の贈与に対しても累進度の強い高水準の税率が設定されている(図表 4)。

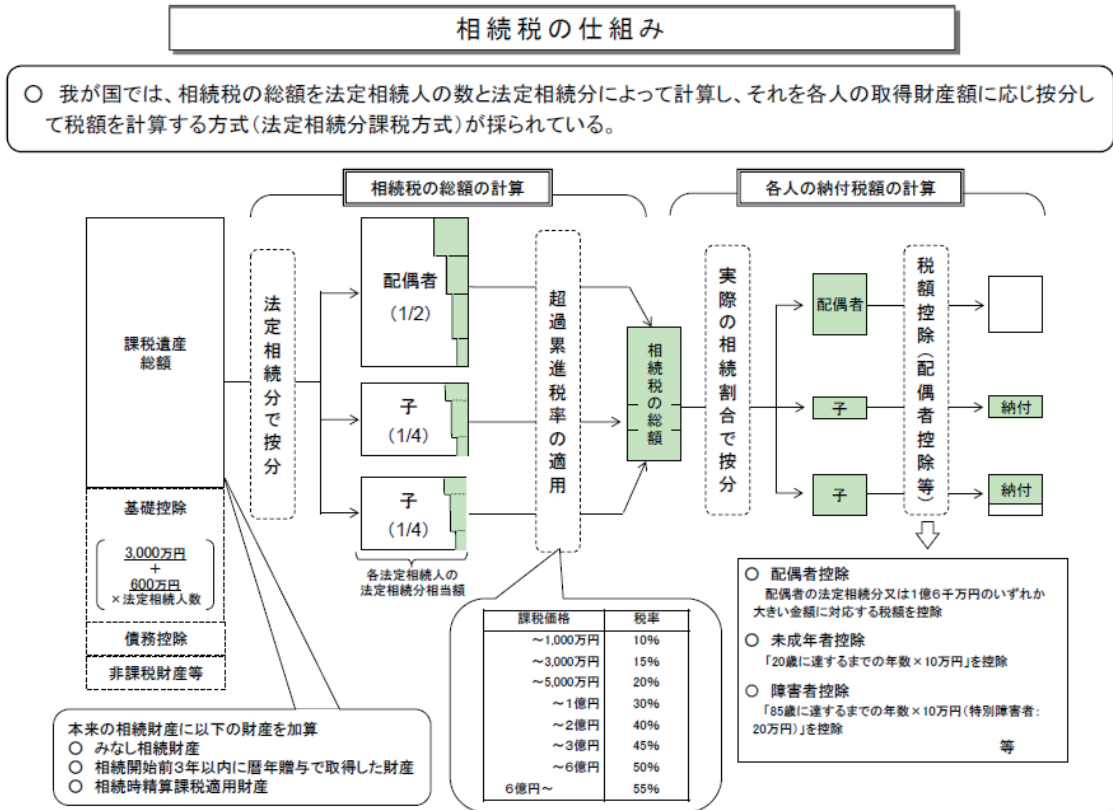
**(平成25年度の相続税・贈与税に係る税制改正)**

相続税の基礎控除額が、5,000万円+1,000万円×法定相続人数から3,000万円+600万円×法定相続人数に引き下げられる一方、課税価額が6億円を超える場合の相続税の累進最高税率が50%から55%に引き上げられ、贈与税についても、贈与先が一般と直系卑属とで贈与税額及び贈与税率を二本立てに区分した上、後者への贈与が相対的に優遇される変更が加えられた(図表 3-1, 3-2, 4, 5-1, 5-2)。

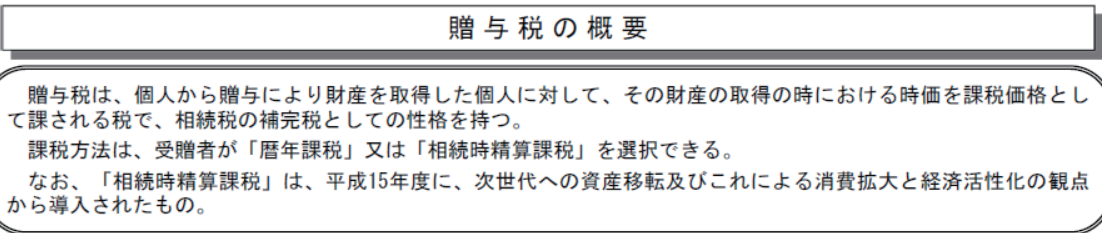
(図表3-1)



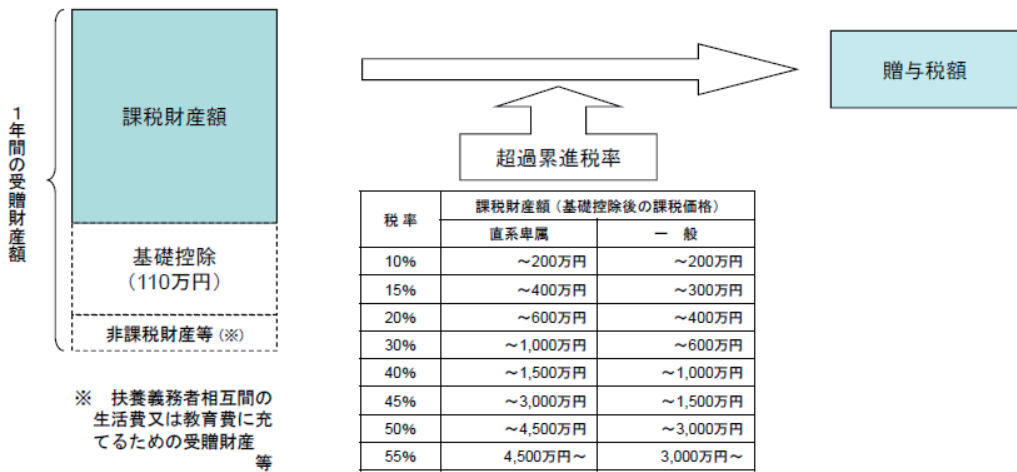
(図表3-2)



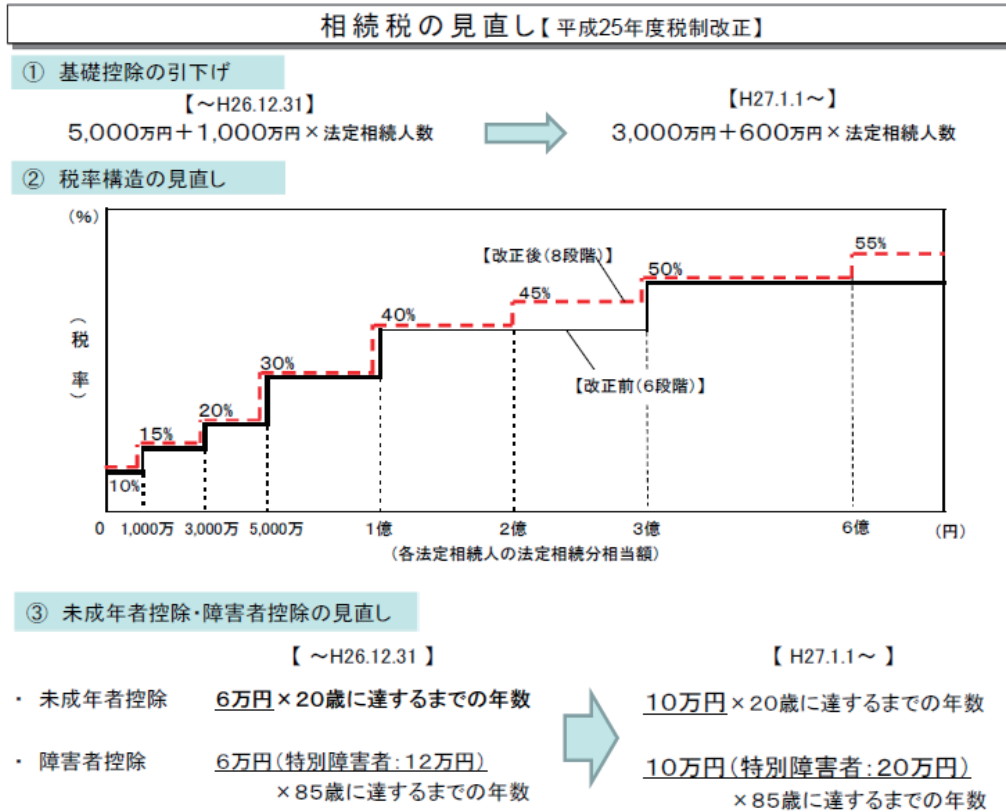
(図表4)



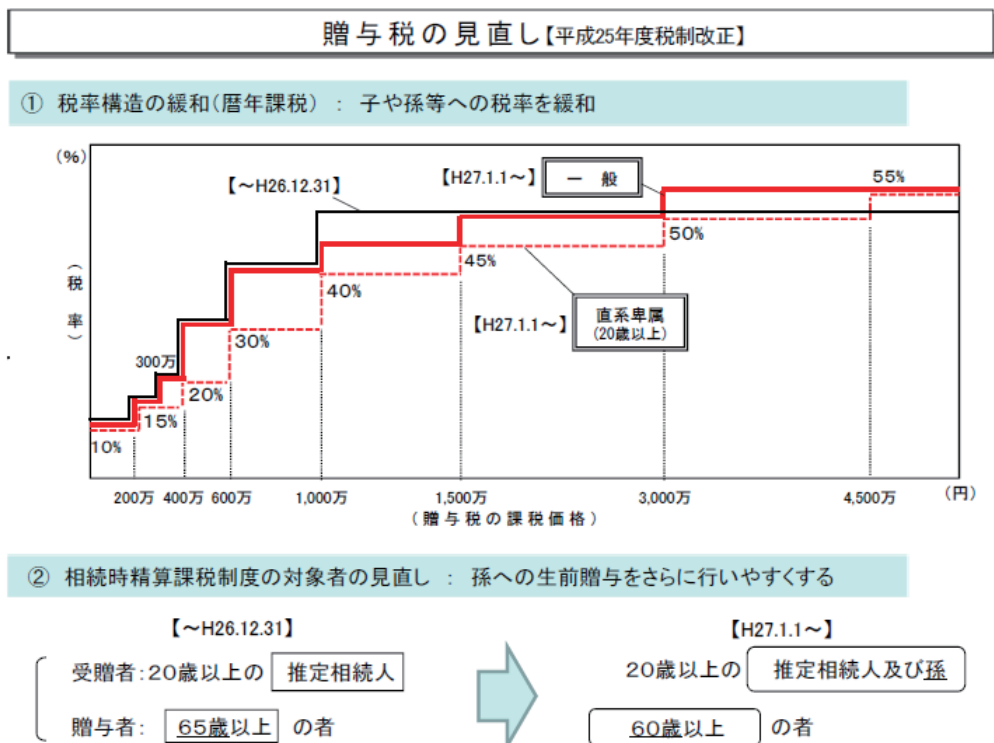
**暦年課税の概要**



(図表5-1)



(図表5-2)



(相続税の負担割合の上昇)

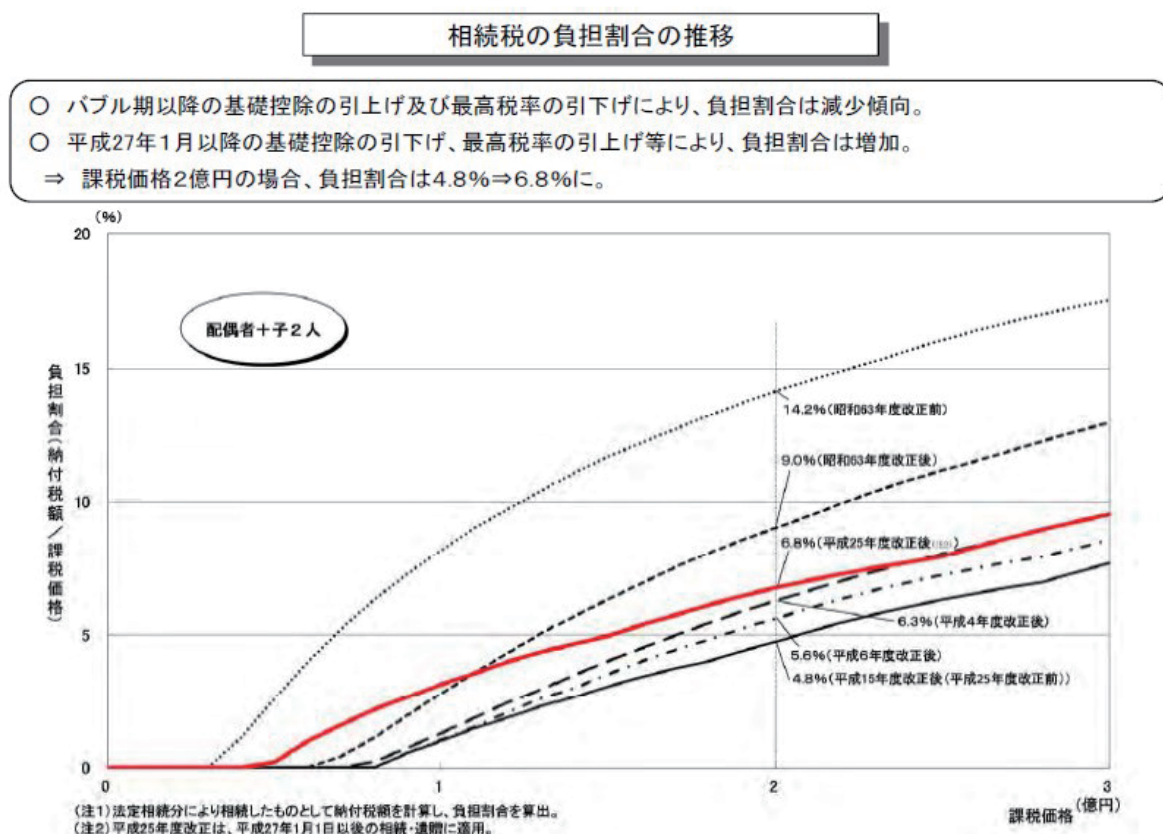
配偶者プラス子供2人を例に、相続税額の負担割合を見ると、平成25年度税制改正前が黒の実線で示される一方、平成25年度税制改正後は赤い太線であり、相続税の課税価額に依らず、負担割合が上昇している(図表6-1)。

また、相続税の課税件数割合や税収の推移をみると、全国ベースでは、課税件数割合は相続税課税が強化された平成27年以降、従前の4%台から8%台に上昇しているが、課税金額に対する納税金額の割合は平成10年以降も12%内外で安定的に推移している。

なお、相続税収については、ピーク時の平成5年に3兆円に近づいた後、減少に転じ、平成25年以降、株価の上昇、地価水準の回復や相続税制の強化があり、最近は年間2兆2,000億円台で推移している(図表6-2)。なお、この税収額は国税全体の税収額59.1兆円(平成30年度予算)の3%

強にすぎず、従来から、国税庁の徴税職員約5.6万人のうち、相続税・贈与税・資産譲渡所得税を担当する数千人の職員数との対比で言えば、従来からこの分野の徴税効率の費用対効果が低いという批判が存在するところである。しかし相続税、贈与税は担税力の高い高額所得者が納税者の中心に位置し、脱税等が生じやすいことも否定できない事実であることから、その抑止の必要性は高いものがあり、単純な費用対効果で割りきるべき問題ではないであろう。

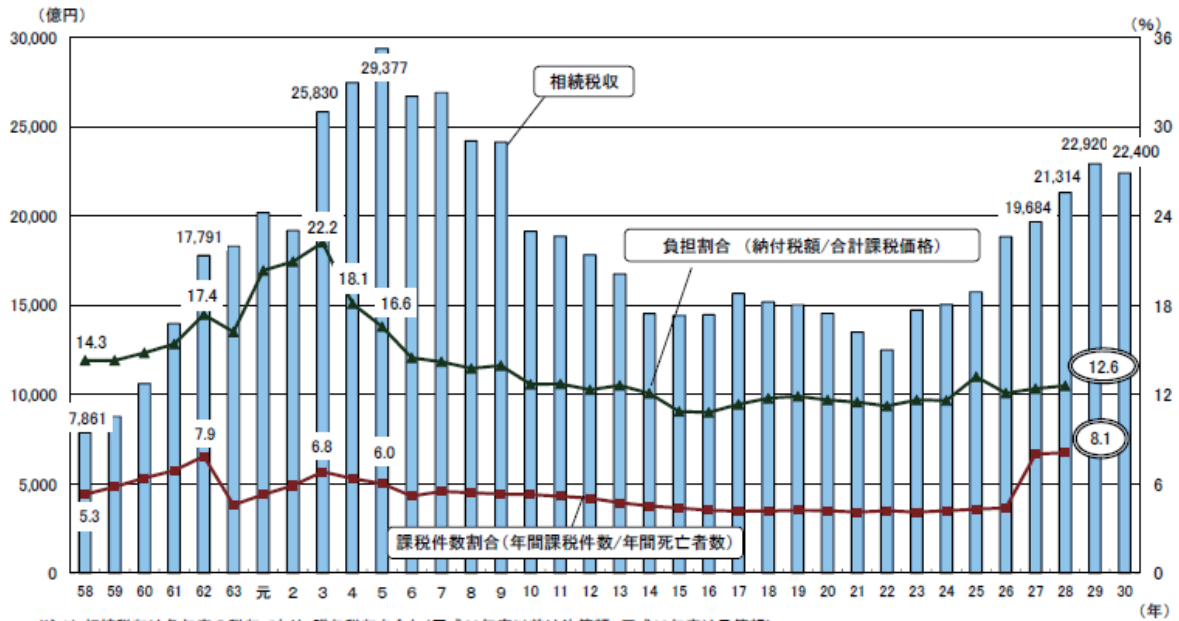
(図表6-1)



(図表6-2)

相続税の課税件数割合、負担割合及び税収の推移

- バブル期以後は、相続税の課税件数割合、負担割合及び納付税額とも減少傾向。
- 平成27年1月以降、基礎控除が引き下がり、最高税率が引き上がった。
- ⇒ その結果、課税件数割合は100人中8人(足元)に増加。



(注1) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む(平成29年度以前は決算額、平成30年度は予算額)。  
 (注2) 課税件数、納付税額及び合計課税価格は「国税庁統計年報書」により、死亡者数は「人口動態統計」(厚生労働省)による。

(各国の相続税制度の概要)

1. 日本

当研究所は各国の相続税制を独自に調査する能力を欠いているので、ここでも、平成30年10月17日に内閣府の政府税制調査会に提出された各国の相続税等制度の概要説明資料を引用しながら紹介する。財務省の公表する「各国の相続税の負担率」を見ると、課税相続価額が20億円程度の場合、アメリカでの基礎控除率が格段に大きく、2017年以降では課税関係が生じない一方、日本では負担率が2割を超え、欧州では日本よりも低い10%台である状況にある(図表7-1)。

まず日本では相続時精算課税制度を選択するかどうかで相続税の課税の仕組みが大きく変化するので、ここでは、まずは、相続時精算課税制度を選択しない原則的な暦年贈与を掲げている。このケースでは相続開始前3年以内の推定相続人に対する贈与が相続財産に加算される(図表7-2)。こ

れに対し、相続時精算課税制度を選択した場合には、過去の累積贈与額と相続財産の額に対して相続税を一体的に課税するかたちになっており、資産移転の時期に対して税制が中立的になっている(図表7-3)。

(参考) アメリカの遺産税について

ここで米国の相続税制について補足しよう。米国の相続税制は被相続人を課税対象者とし、課税相続財産額から税額を差し引いたものを相続人間で分けるいわゆる遺産税であり、相続人を課税対象者とする遺産取得税ではない。従って、相続人の人数等状況により課税額が変わることがないことが一つの大きな特徴である。米国の相続税制度(遺産税課税)の起源をさかのぼると1862年の南北戦争の戦費調達に至る。ここでは各論には入れないが、二大政党制の米国では、大雑把に言えば、共和党は遺産税の軽減・廃止を、民主党

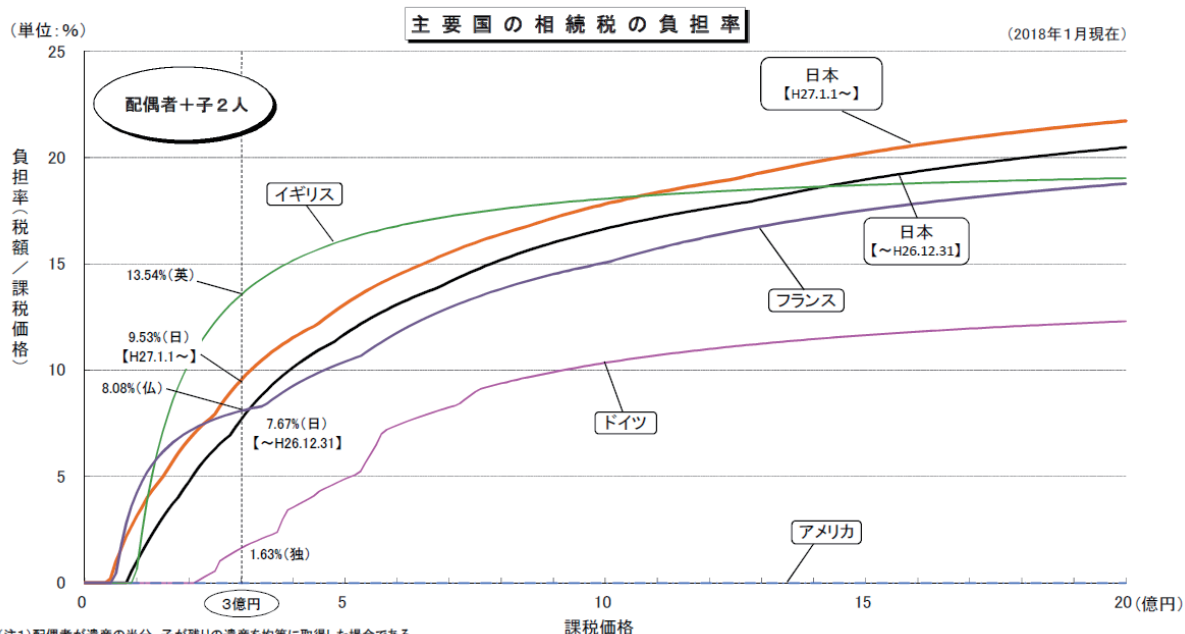
は遺産税の存続・強化を主張する立場であり、両党間での長い綱引きの歴史がある。

ここで最近の遺産税の動向についてコメントしておく、2001年に共和党のブッシュ政権の下で「Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001」（以下「2001年法」という。）が制定され、2010年には遺産税を廃止することが決定されていた。その内容は、2002年～2009年にかけて段階的に遺産税の非課税限度額を拡大するとともに、最高税率を逡減させ、2010年には遺産税を全廃させるというものであった。この法律にはサンセット条項(時限措置)が存在したため、2010年12月31日までに議会が遺産税廃止の恒久法の立法を行わない限り、遺産税制は2011年1月1日以降は2001年法施行前の従来の遺産税法に戻ることになっていたところ、2008年に発足した民主党のオバマ政権は、2011年以降の遺産税を最高税率

35%、基礎控除額を350万ドルに固定する内容の恒久的な改正遺産税制法を成立させた。その後、2013年には基礎控除額を維持しつつも(夫婦間では基礎控除額は倍)、最高税率が40%に引き上げられ、2017年には基礎控除額が549万ドルから1,118万ドルへとさらに倍(日本円に換算すれば約6億円から約13億円)の金額に引き上げられた。なお、この金額はインフレ率に応じて毎年変更されることになっている。

なお、米国では連邦税のほか州税があり相続税についてはカリフォルニア州をはじめ38州が非課税であるが、州税を課税する州もある。なお、州の相続税についてまで正確な調査結果が把握できないため、ここではこれ以上は立ち入らない。

(図表7-1)



(注1) 配偶者が遺産の半分、子が残りの遺産を均等に取得した場合である。  
 (注2) イギリスでは、相続財産に家やその持ち分が含まれ、それを直系子孫が相続する場合には基礎控除額が10万ポンド(1,490万円)加算される(相続財産総額が200万ポンド(2,980万円)を超える場合、逡減・消失)が、本資料ではこれは加味していない。  
 (注3) フランスでは、夫婦の財産は原則として共有財産となり、配偶者の持分は相続の対象ではないため、負担率計算においては除外している。  
 (注4) ドイツでは、死亡配偶者の婚姻後における財産の増加分が生存配偶者のそれを上回る場合、生存配偶者はその差額の2分の1相当額が非課税になる(ここでは、配偶者相続分の2分の1としている)。  
 (注5) アメリカは、課税価格が約25.3億円までは負担率が0%である。  
 (注6) アメリカでは、2010年に遺産税は一旦廃止されたが、2011年に、基礎控除500万ドル、最高税率35%で復活した。当該措置は2012年までの時限措置であったところ、2013年以降については、2012年米国納税者救済法により、基礎控除500万ドルは維持しつつ最高税率を40%へ引き上げることとされた。2018年1月以降は、2025年までの時限措置として、基礎控除額が2倍の1,000万ドルに拡大され、さらに毎年インフレ調整による改訂が行われる。  
 (備考) 邦貨換算レート: 1ドル=113円、1ポンド=149円、1ユーロ=132円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成30年(2018年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

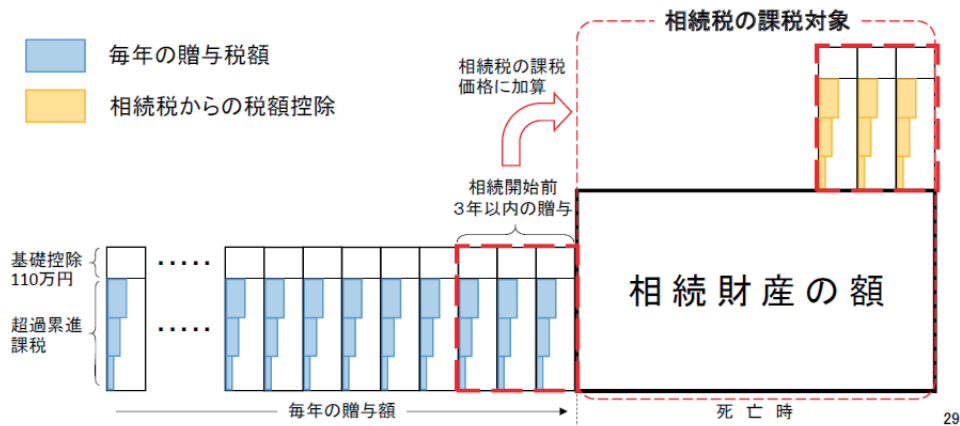


(図表7-2)

### 日本の現行制度(暦年贈与)

相続時精算課税との  
選択制

- 相続税の課税回避(累進回避)を防止する観点から、相続税とは別に高い税率の贈与税を暦年単位で課税
- 贈与
  - ⇒ 暦年課税による受贈者課税(基礎控除110万円、超過累進課税)
- 遺産額+相続開始前3年以内の贈与
  - ⇒ 相続税(基礎控除3,000万円+600万円×法定相続人数、法定相続分課税方式による超過累進課税)
  - ⇒ 相続開始前3年以内の贈与について支払った贈与税は税額控除

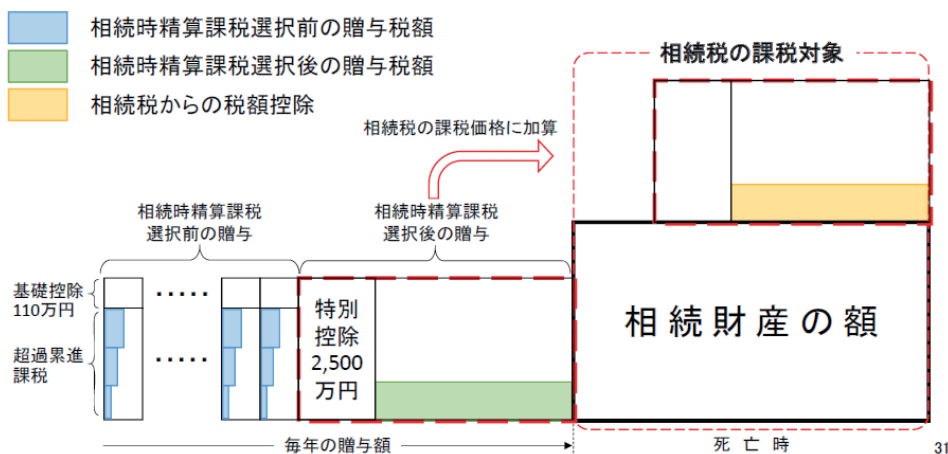


(図表7-3)

### 日本の現行制度(相続時精算課税)

暦年贈与との  
選択制

- 暦年ごとの贈与税との選択制で、選択後の累積贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税
- 贈与(贈与者60歳以上、受贈者20歳以上)
  - ⇒ 相続時精算課税の選択後は生涯累積による受贈者課税(特別控除2,500万円、税率20%)
- 遺産額+相続時精算課税の選択後の生涯累積贈与
  - ⇒ 相続税(基礎控除3,000万円+600万円×法定相続人数、法定相続分課税方式による超過累進課税)



(図表8) 最近40年間における相続税を廃止した国と廃止年

オーストラリア	1979	香港	2006
ニュージーランド	1992	シンガポール	2008
スウェーデン	2004	オーストリア	2008
ポルトガル	2004	ノルウェー	2014

(注) 日本税理士連合会「相続税の機能と今後の税制の在り方について」(平成30年12月20日)による。

## 2. 諸外国の相続税制の概観

日本税理士連合会「相続税の機能と今後の税制の在り方について」(平成30年12月20日)によれば、わが国を除くG7諸国(アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ)のうち、相続税のない国はカナダのみである。カナダは1971年に相続税を廃止した(ただし、カナダには、死亡による資産の移転を資産の処分と見做し、それまでのキャピタルゲインの一部に譲渡所得税の課税を行う仕組みがあり、これが相続税の機能を一部代替しているとも考えられる)。

また、先に触れた、アメリカでは2001年の税制改正により、同年から2009年まで、段階的に相続税の減税を行うとともに2010年にはいったん相続税は廃止状態になったが、2010年までの時限立法であったため、上記1で述べた通り、翌年の2011年には2001年までとは異なる形を変えた改正相続税制法が復活している。なお、イタリアでも、2001年の税制改正により相続税を廃止したが、2006年から再導入されている<sup>1</sup>。

このように主要先進国ではそれぞれの国の事情により紆余曲折があるものの、相続財産に対する課税が行われているのが一般的であると言える。

しかし、上記以外の諸外国における相続税制の

状況を、資料が把握できる127か国について、「平成29年2月経済産業省「対外直接投資促進体制整備等調査」によって見ると、G7諸国以外において相続税の無い国は83か国であり、その数は相続税制を持つ44か国を大きく上回るという調査結果が報告されている。また、相続税制の無い83か国の中には、かつて相続税を有していたが、その後廃止した国も少なくない(図表8)。相続税を廃止した国の事情は様々であろうが、富裕層の海外転出の防止・富裕層の国内誘致の促進のほか、個人事業者の事業承継への悪影響の防止、低い徴税のコストパフォーマンス、不明確な所得再分配効果などが考えられる。

(参考) 相続税を廃止した諸国の背景事情<sup>2</sup>

### ①オーストラリア

オーストラリアが1979年に相続税を廃止した要因として、①免税点が低く資産規模が中程度のものにまで広く課税が及び、特に農家からの不満が募ったこと、②相続税が連邦と州の両方から課され納税金額が高かったこと、③裕福な人ほど相続税対策を事前におこない、中小規模の資産保有者が相続税の実質的負担者になっていたこと等が指摘されている。

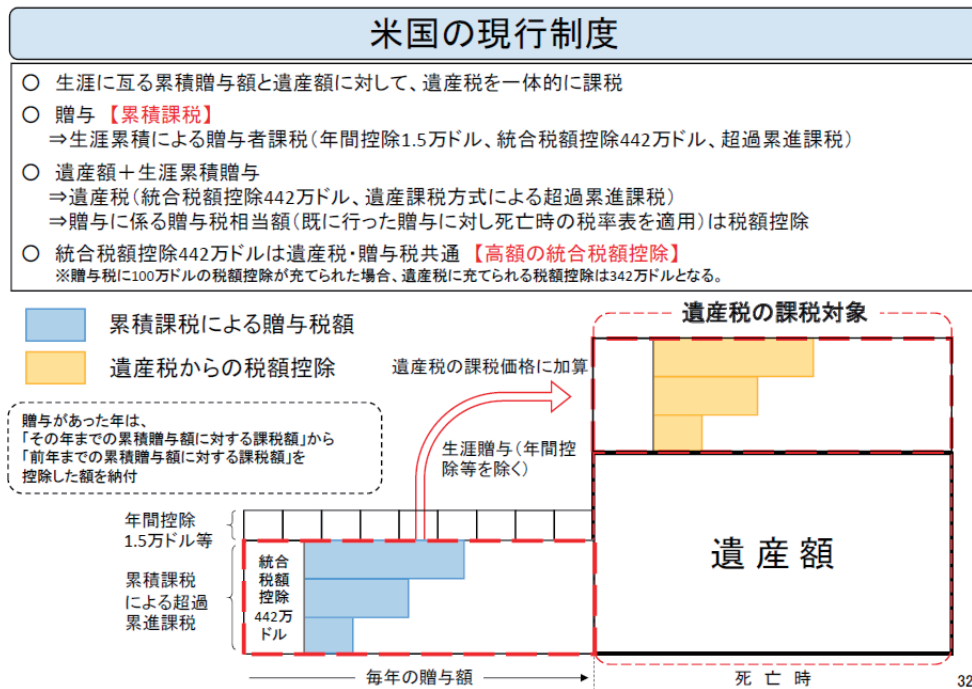
### ②スウェーデン

スウェーデンが2004年に相続税を廃止した背景として、①不動産価額の高騰により、相続人の相続税納付が困難になったこと、②中小事業者の事業承継の障害になったこと、③被相続人が外国に10年超居住することにより相続税を回避できたこと、④相続税の税込全体に占める比率が0.2%に過ぎなかったこと等が挙げられている。

<sup>1</sup> イタリアでは、相続税課税が資産保有額が低額な又は中間程度の階層にも及び一方、富裕層がタックスプランニングを駆使して課税を逃れること、徴税コストに比して税収が小さいことが2001年の相続税の廃止理由とされたが、2006年に、低額又は中間程度の階層に対する非課税措置を講じた上で、再導入された。EU加盟28か国中、20か国で相続税制度が存在しており、EU諸国内での横並びやイタリアの財政収支の悪化が悪評のため、イタリアは相続税を含めて税収確保対策を強化する必要があったものとみられる。

<sup>2</sup> この項の記述は主として渡辺裕康「相続税廃止の世界的潮流と日本」(税経通信、2012年5月)を参考にした。

(図表9-1)



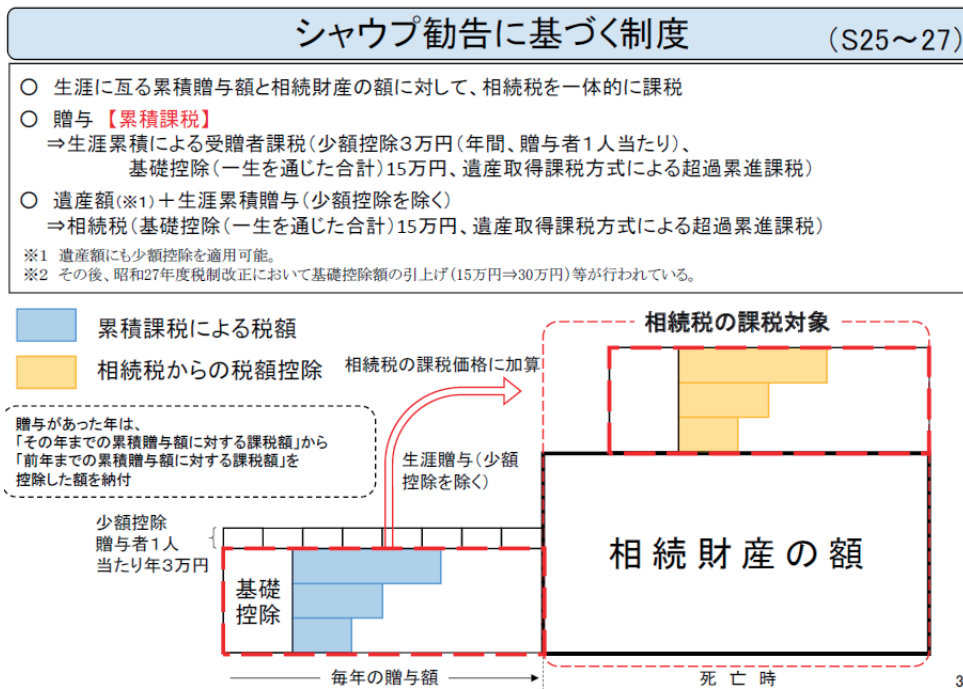
2-2. 米国<sup>3</sup>

米国では、生涯にわたる累積贈与額と遺産額の全体に対して遺産税を一体的に課税する仕組みのため、資産移転の時期に対して相続・贈与税制が中立的な制度になっている。特徴的なことは、図表9-1では442万ドル(約5億円)という非常に高額な相続税の税額控除があることから(442万ドルという税額控除額は、元になる課税最低限の基礎控除額ベースで示すと1,118万ドルとなる。いずれも2018年1月ベース)、米国の相続税制は

限られた富裕層向けの課税制度になっていると言える。なお、この基礎控除額1,118万ドル(約13億円)は2018年1月に前年の倍の水準に引き上げられたものである。ちなみに、戦後の短期間(昭和25年から昭和27年)日本に適用された相続税制も、シャープ税制の導入の名のもとに、アメリカ型の生涯累積型の相続税に近い形をとっていた(図表9-2)。

<sup>3</sup>イギリスの相続税制については、2008年10月、11月の税制調査会にドイツ、フランス並みの細かい関連資料が提出されていないため、今回の本研究ノートでは、その紹介・説明を行っていない。大雑把に言えば、イギリスでは、相続税に、生前における贈与も含まれている。ただし、1986年に潜在的免税贈与(Potentially Exempt Transfers, PETs)という概念が導入され、ほとんどの生前贈与は潜在的免税贈与として扱われ、この潜在的免税贈与に区分されると、贈与者がその贈与の時点から7年以内に死亡した場合にのみ納税義務が発生する。このようなイギリス特有の概念があることもあり、イギリスでは、タックスプランニングの余地が非常に大きく、金持ちはタックスプランニングにより相続税を回避することが可能であるが、中間層はこのようなタックスプランニングが使えず、相続税の負担を回避できないとの批判がある。

(図表9-2)



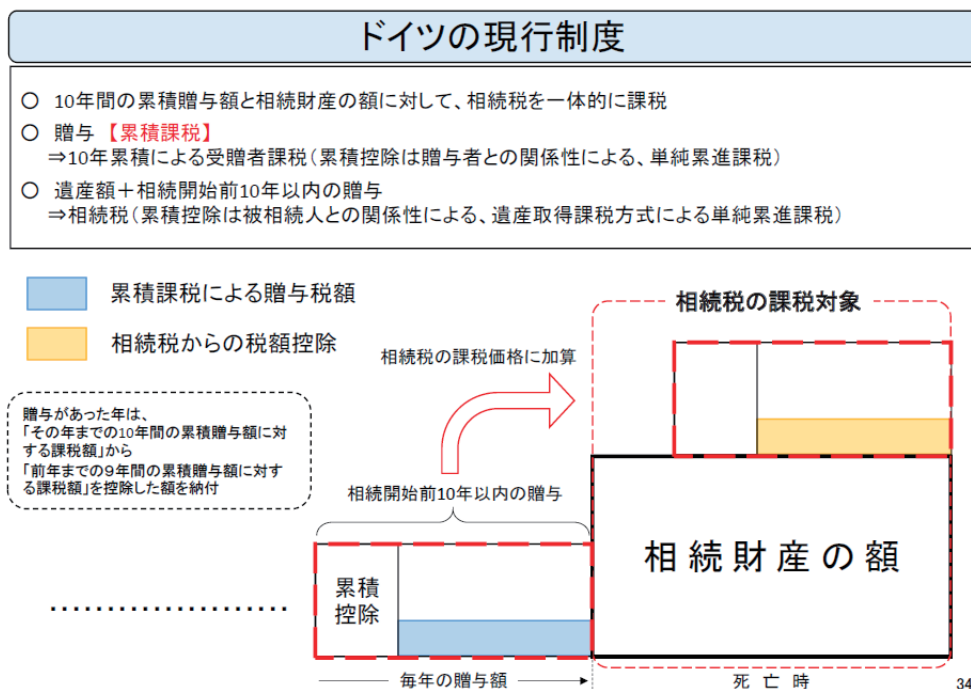
### 2-3. ドイツ

ドイツは亡くなる直前の10年間の累積贈与額と相続財産に対して相続税を一体的に課税する制度であり部分的な一体課税制度と見ることができる(図表10)。

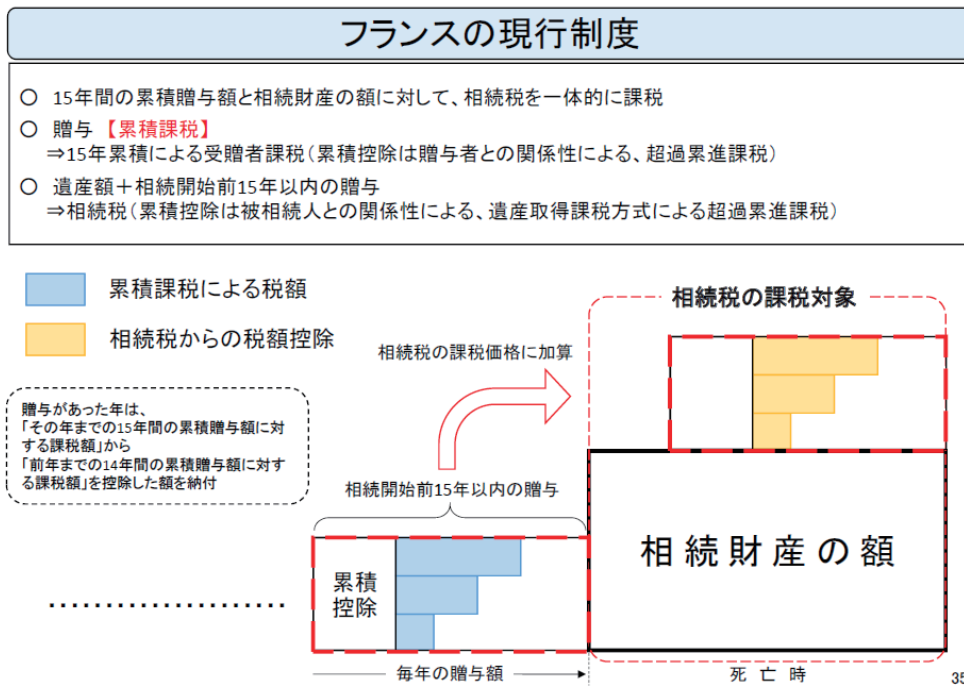
### 2-4. フランス

フランスの場合は相続開始前15年間の累積贈与額が相続財産とともに一体的に課税対象になる、ドイツと同様の制度である(図表11)。

(図表10)



(図表11)



## 2. 各国の相続税制のまとめ

上記の各国相続税制の概要を踏まえ、その特徴を、上記に個別の紹介をしていない英国を含めて整理すると以下の図表 12-1, 12-3-1, 12-3-2 のようになる。日本では相続税に比して贈与税に対して高い累進税率が課される一方、アメリカをはじめとする欧米諸国は税率や基礎控除額等に大きな差異があるものの、相続税・贈与税が一体化された制度になっている。最初の述べたとおり、G7 諸国には相続税の課税制度があるが、全世界的に見ると、相続税制を持たない国や廃止に踏み切る国も少なくない。経済がグローバル化し、人や物の移動が活発化すれば、今後、日本の相続税制を考えるに当たっても、グローバルスタンダードの観

点から、諸外国の税制をも考慮し、それらとの整合性に留意をせざるを得ない状況が生まれよう。

そのような観点から見ると、日本における相続時精算課税制度は欧米で現在施行されている相続税と贈与税の一体的な課税方式と比較的親和性があり、資産移転の時期に対する税制の中立性の確保に資するものであるから、日本税理士連合会が平成 30 年 12 月に提言しているように、その普及を促進するために、特別控除額(現行 2,500 万円)の拡充を図るほか、現在は贈与時の時価に特定されている贈与財産の価額評価時点について、それが下落した場合に、そのリスクを軽減するための仕組み等当の導入を検討する必要があると考えられる(図表 12-1, 2, 3-1, 3-2, 4, 5)。

(図表12-1)

相続・贈与に関する課税方式の諸外国の比較	
	相続・贈与に関する税制
日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定相続分課税方式を採用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 課税時にすべての相続人の相続(受贈)額を共有する必要</li> <li>② 相続人数の変動が他の相続人の課税額に変動を及ぼす</li> </ul> </li> <li>贈与税については、相続税の課税回避(累進回避)を防止する観点から、相続税に比べて高い税負担水準が設定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>高齡化の進展に伴って相続による次世代への資産移転の時期が大幅に遅くなったため、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保することが重要となった</li> </ul> </li> <li>このため、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された                             <ul style="list-style-type: none"> <li>相続時精算課税制度の枠内では、生涯の税負担が資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的(ただし当該制度は選択制)</li> </ul> </li> <li>相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算                             <ul style="list-style-type: none"> <li>独、仏と比較すると短い加算期間</li> </ul> </li> </ul>
米国 シャープ税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国は遺産課税方式、シャープ税制は遺産取得課税方式を採用</li> <li>生涯に亘る累積贈与額と遺産(相続財産)の額に対して、遺産税(相続税)を一体的に課税(贈与と相続は一体化)</li> <li>生涯の税負担が資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的                             <ul style="list-style-type: none"> <li>資産の移転時期を操作することによる累進回避ができない</li> </ul> </li> <li>ただし少額の年間控除が設けられている</li> </ul>
独、仏	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺産取得課税方式を採用</li> <li>一定(10又は15年)の累積期間内の贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税(贈与と相続は一体化)</li> <li>一定の累積期間内では税負担は資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的                             <ul style="list-style-type: none"> <li>一定の累積期間内では資産の移転時期を操作することによる累進回避ができない</li> </ul> </li> </ul>

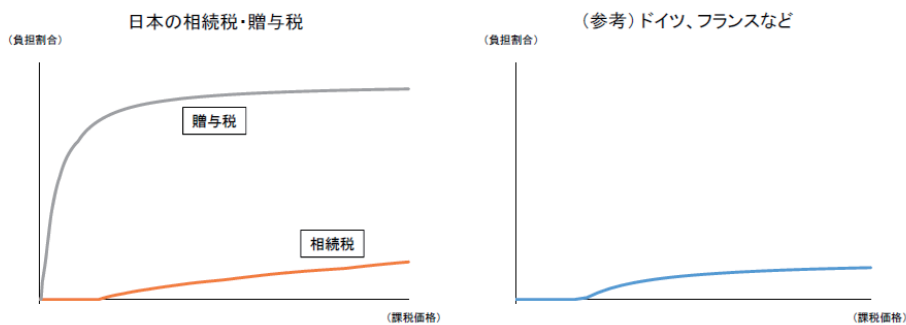
36

(図表12-2)

### 相続税と贈与税の関係

○ 我が国の贈与税は、相続税の課税回避(累進回避)を防止する観点から、相続税に比べて高い税負担水準が設定されてきた。

○ 他方、アメリカ(遺産課税方式)、ドイツ、フランス(いずれも遺産取得課税方式)では、相続税と贈与税が一体化した累進課税型となっている。



(注1) 「負担割合」とは、納付税額/課税価格をいう。  
 (注2) 相続税では、法定相続人は配偶者及び子2人とし、法定相続分により相続したものとて納付税額を計算して、負担割合を算出(配偶者控除の適用あり)。  
 (備考) 邦貨換算レート:1ドル=113円、1ユーロ=132円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成30年(2018年)1月中適用)。端数は四捨五入。

(図表12-3-1)

主要国における相続税の概要					
(2018年1月現在)					
区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	法定相続分課税方式 (併用方式)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
最低税率	10%	18%	40% <sup>(注4)</sup>	7% 続柄の親疎により、 税率は3種類(最高 税率50%) <sup>(注8)</sup>	5% 続柄の親疎により、 税率は4種類(最高 税率60%) <sup>(注8)</sup>
最高税率	55%	40%		30%	45%
税率の刻み数	8	12	1 <sup>(注4)</sup>	7	7
基礎控除等	3,000万円 +600万円×法定相続人数 (別途、配偶者の税額を控除)	基礎控除:1,118万ドル (12.6億円) 配偶者:免税 <sup>(注2,3)</sup>	基礎控除:32.5万ポンド (4,843万円) 配偶者:免税 <sup>(注4,5)</sup>	配偶者 <sup>(注7,8,10)</sup> : 剰余調整分 +75.6万ユーロ (9,979万円) 子 <sup>(注8,9,10)</sup> :40万ユーロ (5,280万円)	配偶者(免税) <sup>(注8,10)</sup> : 直系血族:10万ユーロ (1,320万円)
累積制度	相続前3年間に 贈与された財産 <sup>(注1)</sup>	相続前(全期間)に 贈与された財産	相続前7年間に 贈与された財産 <sup>(注4)</sup>	相続前10年間に 贈与された財産	相続前15年間に 贈与された財産

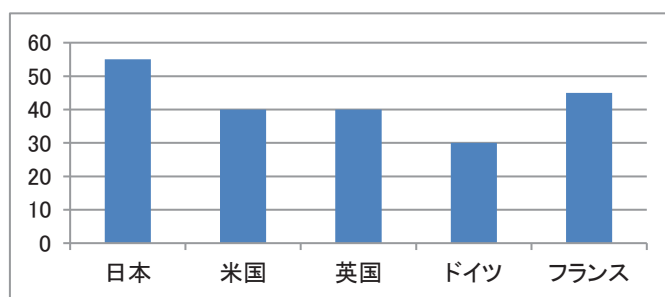
(注1) 相続時精算課税制度を選択している場合には、その選択後、相続開始までにその被相続人から贈与された財産が累積される。  
(注2) アメリカの基礎控除は、贈与税と遺産税に共通な生涯累積分の基礎控除であり、毎年インフレ調整が行われる。  
(注3) アメリカでは、遺産税の計算において、生前に贈与された全ての財産価値を遺産価値に累積・合算して税額を計算する(過去の納付贈与税額は、遺産税額から控除可)。贈与税にかかるとる年間の控除額(受贈者1人あたり15万ドル(170万円))を贈与財産の価値から控除した額について、遺産価値に合算する。  
(注4) イギリスの相続税率は原則40%。ただし、贈与のうち一定の信託への譲渡等については税率20%で課税されるが、個人間の贈与等については贈与時には課税されず、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される(贈与後7年を経過した財産については非課税)。なお、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価値から贈与税にかかる年間の控除額(贈与者1人あたり3,000ポンド(45万円)、残額は翌年度にのみ繰り越し可)を控除した残額を、相続財産価値に合算する。  
(注5) イギリスでは、居住している住宅やその持ち分を直系子孫が相続する場合は、基礎控除が10万ポンド(1,490万円)加算される(ただし、相続財産総額が200万ポンド(2億9800万円)を超える場合、超過額1ポンドにつき0.5ポンドずつ同加算額が減減する)。  
(注6) ドイツの税率は配偶者及び子、孫等、フランスの税率は直系血族の税率によった。  
(注7) ドイツでは、配偶者に対する相続において、剰余調整分(婚姻中における夫婦それぞれの財産増加額の差額の2分の1)が非課税になるほか、基礎控除50万ユーロ(6,600万円)及び特別扶養控除25.6万ユーロ(3,379万円)が認められる。  
(注8) ドイツ及びフランスでは、ドイツについては贈与後10年以内、フランスについては贈与後15年以内に贈与者が死亡した場合、各期間中に贈与された財産の価値を相続財産価値に累積・合算して税額を計算する(各累積期間中の納付贈与税額については、相続税額から控除可)。  
(注9) ドイツでは、子に対する相続において、基礎控除40万ユーロ(5,280万円)のほか、27歳以下の子には10,300ユーロ(136万円)~52,000ユーロ(686万円)の特別扶養控除が認められる。  
(注10) ドイツでは両親や兄弟姉妹等に対して、フランスでは兄弟姉妹等に対しても、一定額の基礎控除が存在する。  
(備考1) 遺産課税方式は、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税する制度であり、遺産取得課税方式は、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。  
(備考2) 邦貨換算レートは、1ドル=113円、1ポンド=149円、1ユーロ=132円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成30年(2018年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

(図表12-3-2)

主要国における贈与税の概要						
(2018年1月現在)						
	日本		アメリカ	イギリス <sup>(注6)</sup>	ドイツ	フランス
	暦年課税	相続時精算課税				
納税義務者	受贈者	受贈者 <sup>(注3)</sup>	贈与者	贈与者	受贈者	受贈者
税率	最低税率	10%	18%	-	7%	5%
	最高税率	55% <sup>(注1)</sup>	40%	-	30% 続柄の親疎により、 税率は3種類(最高税率 50%) <sup>(注8)</sup>	45% 続柄の親疎により、 税率は5種類(最高税率 60%) <sup>(注8)</sup>
	税率の刻み数	8 <sup>(注1)</sup>	1	12	7	7
累積制度	なし	あり(過去全て)	あり(過去全て)	あり(過去7年分)	あり(過去10年分)	あり(過去15年分)
相続財産への合算	過去3年分	精算課税適用分	過去全て	過去7年分	過去10年分	過去15年分
基礎控除等	基礎控除(年間) <sup>(注2)</sup> :110万円	特別控除(累積) <sup>(注2)</sup> :2,500万円	(生涯累積・遺産税と共通) <sup>(注4,5)</sup> 1,118万ドル(12.6億円) 配偶者:免税	(7年累積・相続税と共通) <sup>(注7)</sup> 32.5万ポンド (4,843万円) 配偶者:免税	(10年累積・相続税と共通) <sup>(注9)</sup> ・配偶者:50万ユーロ (6,600万円) ・子:40万ユーロ (5,280万円) 等	(15年累積・相続税と共通) <sup>(注9)</sup> ・配偶者:80,724ユーロ (1,066万円) ・直系血族:10万ユーロ (1,320万円) 等

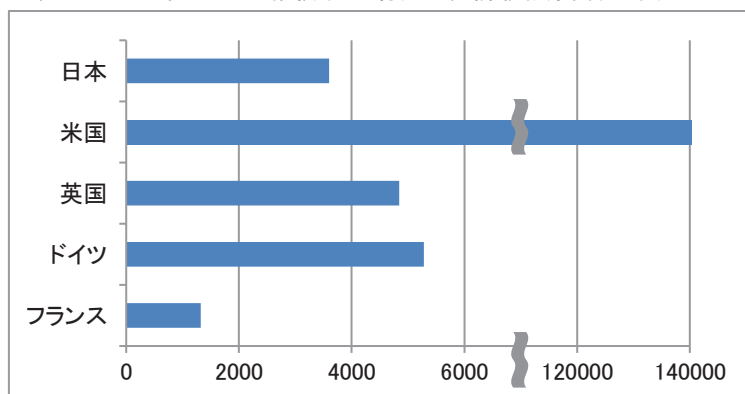
(注1) 直系尊属から20歳以上の者への贈与とそれ以外の贈与とで税率が異なる。  
(注2) 日本の暦年課税の基礎控除の本期は60万円であり、相続時精算課税の特別控除は限度金額まで複数回にわたって使用可能である。  
(注3) 日本の相続時精算課税は、60歳以上の者から贈与を受けた20歳以上の子及び孫が適用可能であり、一度適用すると、その贈与者からの贈与には暦年課税を適用できない。  
(注4) アメリカでは、贈与・相続時点までに贈与者が贈与した全ての財産価値を累積・合算して税額を計算する(過去の納付贈与税額は、贈与税・遺産税額から控除可)。贈与財産の価値から年間の控除額(受贈者1人あたり15,000ドル(170万円))を控除した額について、贈与財産価値・遺産価値に合算する。  
(注5) アメリカでは、生涯累積分の基礎控除と年間の控除額について毎年インフレ調整が行われる。  
(注6) イギリスでは、贈与のうち一定の信託への譲渡等については税率20%で課税されるが、個人間の贈与等については贈与時には課税されず、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、贈与者に対して、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される(贈与後7年を経過した財産については非課税)。  
(注7) イギリスでは、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価値から年間の控除額(贈与者1人あたり3,000ポンド(45万円))を控除した残額を、相続財産価値に合算する。なお、年間の控除額に残額がある場合は、翌年度にのみ繰り越すことができる。また、居住している住宅やその持ち分を直系子孫に贈与(相続)する場合は、7年累積分の基礎控除が10万ポンド(1,490万円)加算される(ただし、贈与(相続)財産総額が200万ポンド(2億9800万円)を超える場合、超過額1ポンドにつき0.5ポンドずつ同加算額が減減する)。  
(注8) ドイツの税率は配偶者及び子、孫等、フランスの税率は配偶者等の税率によった。  
(注9) ドイツ及びフランスでは、ドイツについては贈与・相続時点以前10年以内、フランスについては贈与・相続時点以前15年以内に受贈者が贈与された財産の価値を贈与財産・相続財産価値に累積・合算して税額を計算する(各累積期間中の納付贈与税額については、贈与税・相続税額から控除可)。  
(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=113円、1ポンド=149円、1ユーロ=132円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成30年(2018年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

(図表12-4) 各国相続税の最高税率 (2018年1月現在) (単位: %)



(注) 図表「主要国における相続税の概要」から転記。

(図表12-5) 子供一人が相続する場合の非課税限度額 (単位: 万円)



(注) 1. 図表「主要国における相続税の概要」から転記  
2. 換算レートは1ドル=113円、1ポンド=149円、1ユーロ=132円 (2018年1月現在)

#### (参考) (検証が必要な日本における個別政策目的の贈与税非課税措置)

日本では、人口減少が本格化した平成20年代以降、相続人の高齢化、少子化の進行といった社会構造の変化の中で、若年層への早期の資産移転を促進することにより、経済の活性化等を目指して、贈与税について各種の個別政策を目的とした非課税優遇措置が時限的に講じられている。具体的には①住宅取得資金の贈与を受けた場合の特例(平成21年度導入)、②教育資金の一括贈与を受けた場合の特例(平成25年度導入)、③結婚・子育て資金の贈与を受けた場合の特例(平成27年度導入)がある。これらは相続を待たずに若年層に早期の資産承継を可能とさせるという点で意味を持つものであるが、利用者が裕福な親族を持つ比較的高所得水準の高い層に偏ることも否定できない事実であり、その適用範囲の拡大や要件の緩和は相続税の補完税としての贈与税の機能を弱める恐れがあ

ることに留意が必要である。これらの非課税措置に係る時限的な適用期限の到来時には、その経済対策としての効果を検証し、廃止を含めた特例の縮小が検討されるべきであろう。現に、②、③の贈与については、2019年4月以降の贈与から、受贈者の合計所得金額が1,000万円以下の者に適用が限定されることになった(②、③の非課税特例制度自体の適用期限についてはいずれも2021年3月末まで延長)。また用途についてもそれぞれ若干の制限の強化が図られている。なお住宅取得資金の贈与を受けた場合の特例の適用は、従来より、合計所得金額が2,000万円以下の者に限られている(図表13-1, 2, 3)。

(補論) 人及び財産の国際間移動と租税回避防止のための措置

2012年度の税制改正により、国外財産調書制度が導入され、その年の12月31日において国外財産の価額の合計額が5,000万円を超える居住者に



国外財産状況の提出が義務づけられ、2014年1月から施行されている。また、2015年度の税制改正により、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において価額の合計額が3億円以上の財産又は1億円以上の有価証券、未決済信用取引等の国外転出特例対象財産を有する者には、2016年1月1日以降に財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額等を記載した財産債務調書を翌年の3月15日までに税務署へ提出することが義務づけられた。

上記以外の調書制度としては、国外送金等調書(1998年4月1日より施行)、国外証券移管等調書(2015年1月1日より施行)があり、税務情報の国際間の交換のための仕組みとして、二国間租税条約に基づく情報交換、タックスヘイブンの情報交換協定、租税執行共助条約に基づく情報交換、金融機関が非居住者に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国税務当局間で自動

的に交換する情報交換等がある。相続・贈与の場合を含む財産の国外移動は租税情報ネットワークの拡充が続々と図られる現在、ガラス張りで把握されていると考えるべき状況になっている。

さらに2015年度税制改正により、一定の居住者が1億円以上の有価証券あるいは未決済信用取引等の対象資産を所有している場合で、①対象者が国外転出するとき、②対象者が国外に居住する親族等に対して対象資産を贈与するとき、③対象者が亡くなり相続または遺贈する場合で、国外に居住する相続人等が対象資産を取得するとき、2015年7月1日以降に発生した事実に対して、対象資産の含み益に対して所得税が課税される国外移転時課税制度が創設されている。この制度では、居住者が含み益のある対象資産を国外に移転して、譲渡益課税のない国で対象資産の譲渡を行い、租税回避を図る場合のみならず、相続、遺贈、贈与に起因する対象資産の国外移転も課税対象になる。

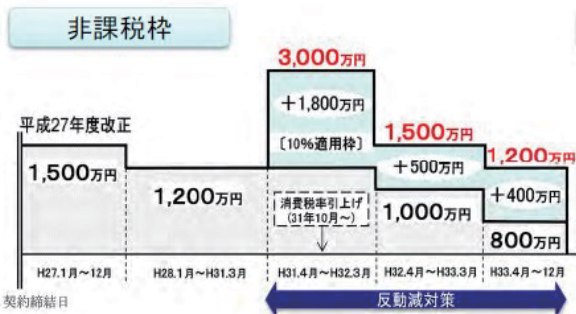
(図表13-1)

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

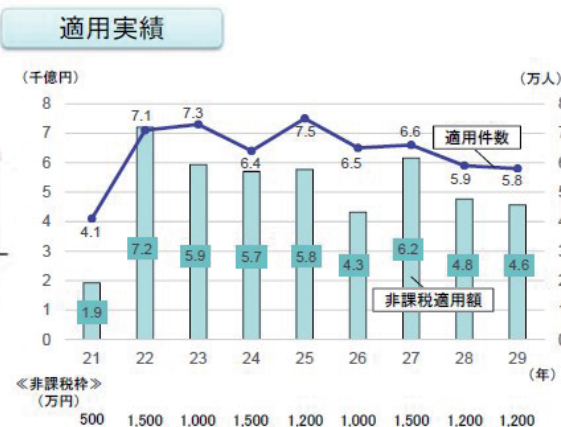
**制度の概要**

- 親・祖父母等(贈与者)が住宅取得等の資金を贈与する場合、子・孫等ごとに契約締結の時点に応じた非課税枠まで非課税とする。
- 受贈者:子・孫(20歳以上、合計所得金額2,000万円以下)
- 平成27年1月1日から平成33年12月31日までの措置(前身の同様の制度は平成21年に創設)。

親・祖父母 → 子・孫  
住宅取得資金を贈与



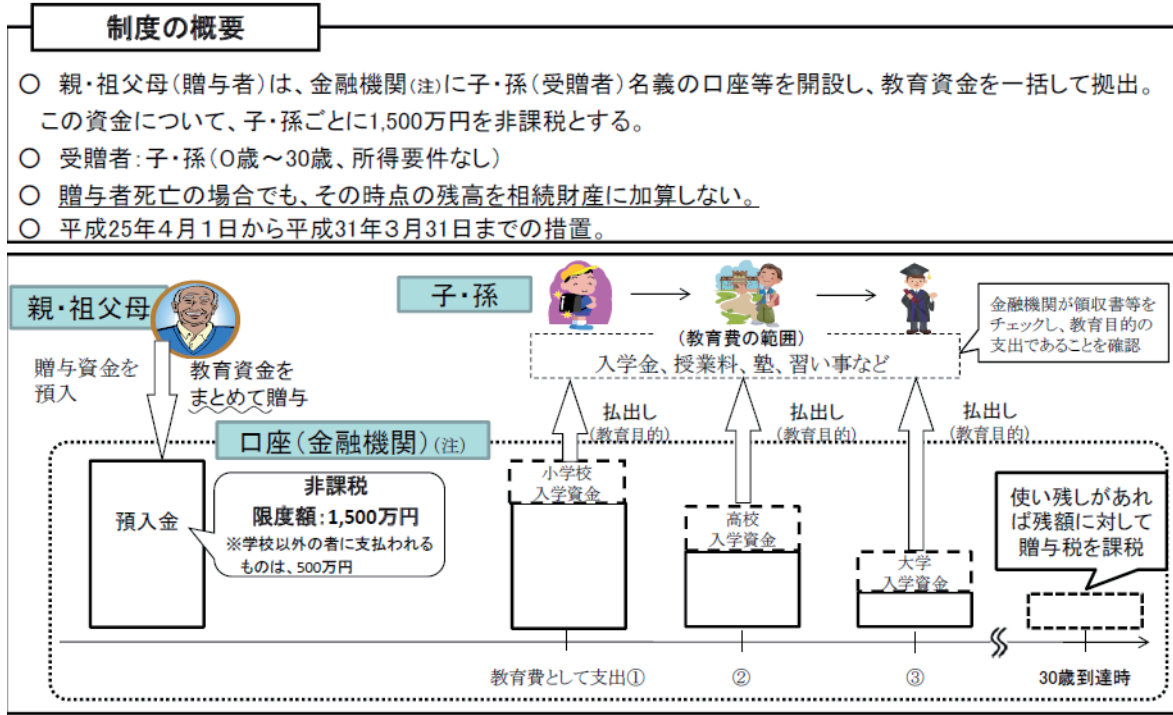
(注) 1 上図は、耐震・省エネ・バリアフリー住宅向けの非課税枠。一般住宅の非課税枠はそれぞれ500万円減。  
 2 平成31年3月末までに請負契約を締結すれば、引渡しが31年10月を過ぎても、消費税率は旧税率(8%)を適用。  
 3 東日本大震災の被災者に係る非課税枠は、33年12月末まで、耐震・エコ・バリアフリー住宅:1,500万円、一般住宅:1,000万円。  
 ただし、消費税率10%が適用される住宅購入者の31年4月から32年3月までの非課税枠については、耐震・エコ・バリアフリー住宅:3,000万円、一般住宅:2,500万円。  
 4 床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋が対象。原則として贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅を取得する必要がある。



(注) 1 計数は、国税庁の報道発表資料により、いずれも翌年3月末までに提出された申告書に係る計数。  
 2 平成24年以降は、耐震・省エネ・バリアフリー住宅向けの非課税枠。

(図表13-2)

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(平成25年からの措置)



(注) 金融機関とは、信託銀行、銀行等及び証券会社をいう。  
 (参考)平成30年3月末時点の実績 契約件数:19万4,336件、信託財産設定額:約1兆3,735億円

(注) 1. 教育資金の範囲について

**1. 「学校等」に直接支払われる入学金、授業料その他の金銭 (1,500万円枠)**

・「学校等」とは、以下のとおり。  
 学校教育法に規定する幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校。その他これらに類する施設。(※)

(※) これらに類する施設として、認定こども園、保育所等がある。

・上記の者に対して支払われる、教育に係る役務の提供への対価又は教育を受けるに当たり通常必要とされる物品の購入費。

(※) 例えば、施設整備費、教育充実費、修学旅行・遠足費が含まれる。学校等に直接支払われない下宿代は含まれない。

**2. 「学校等以外の者」に教育に関する役務の提供等の対価として直接支払われる金銭 (500万円枠)**

・対象となる金銭は以下のとおり。  
学習活動、スポーツ、文化芸術に関する活動、その他教養の向上のための活動にかかる教育指導として社会通念上認められるものへの対価。

(※) 学習塾、予備校など  
 ・文化芸術活動(楽器、舞踏、絵画など)  
 ・スポーツ活動(水泳、野球、サッカー、テニス、武道、体操など)  
 ・その他教養(習字、そろばん、外国語会話など)

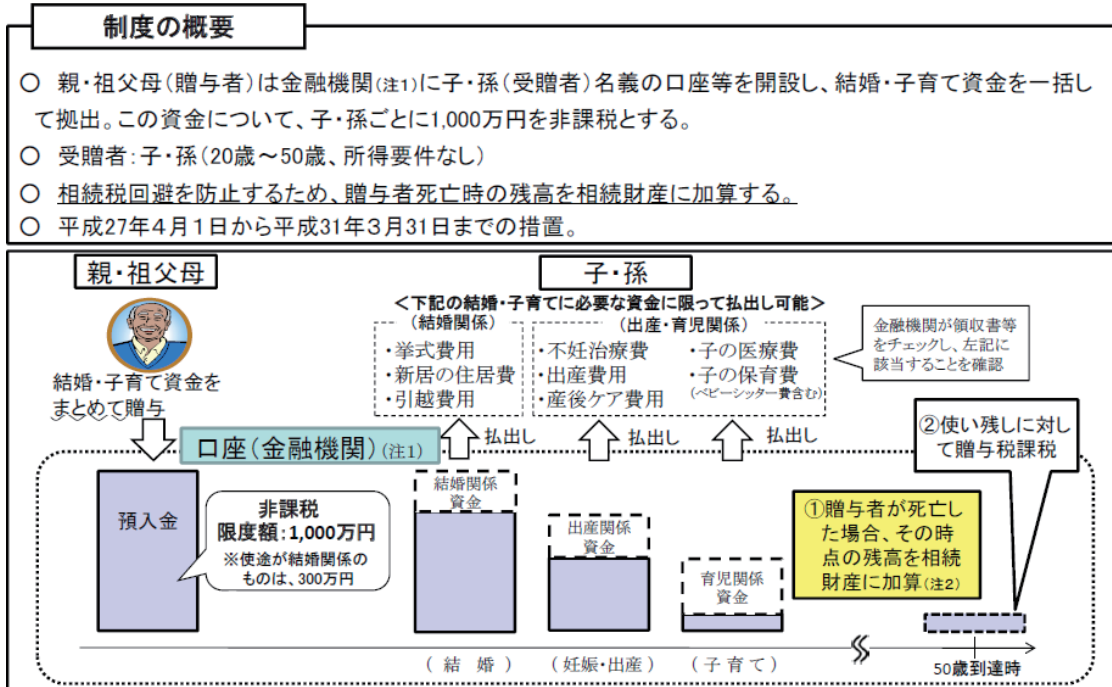
(※) 通学定期代、入学に伴う転居に要する費用、留学先への渡航費が含まれる。

(注) 上記1及び2の合計で1,500万円までが非課税。

2. 本非課税措置は、2019年度(平成31年度)税制改正により、2021年3月31日まで延長された。
3. 2019年度税制改正において、信託口座設定後、3年以内に贈与者が死亡し、その時点で受贈者が23歳以上である等、一定の場合、新たに、未使用教育資金贈与金額が贈与者の死亡時の相続財産に加算されることになった(2019年4月1日以降に贈与者が死亡した場合に適用される。なお、結婚・子育て資金の非課税措置における贈与者の死亡時の未使用残高はもともと贈与者の相続税の加算対象である)。
4. 贈与者死亡の場合、上記注3の場合を除き、原則、その時点の教育資金残高は贈与者の相続財産に加算しない(持ち戻さない)のに対し、結婚・子育て資金の未使用残高を贈与者の相続財産に加算する(持ち戻す)のは、後者の結婚・子育て資金は資金用途が広く、悪用されて脱税等の余地が大きいことから、相続税回避を防止する観点からとられた措置であるとされる。
5. 受贈者に未使用教育資金残高が本制度の活用終了時(原則、受贈者が30歳の時点、例外的に40歳まで延伸できる)にあれば、受贈者はその分の贈与税申告をしなければならない。

(図表13-3)

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(平成27年からの措置)



(注1) 金融機関とは、信託銀行、銀行及び証券会社をいう。(注2) 相続税の計算をする場合、孫等への遺贈に係る相続税額の2割加算の対象としない。  
 (参考) 平成30年3月末時点の実績 契約件数:5,343件、信託財産設定額:約151億円

(注) 1. 「結婚・子育て資金」の範囲について

<p><b>1. 結婚に際して支払う金銭</b> (300万円枠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象となる金銭は次のような金銭をいう。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 挙式費用、衣装代等の婚礼(結婚披露)費用 (婚姻の日の1年前の日以後に支払われるもの)</li> <li>○ 家賃、敷金等の新居費用、転居費用(一定の期間内に支払われるもの)</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>2. 妊娠、出産及び育児に要する金銭</b> (1,000万円枠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象となる金銭は次のような金銭をいう。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不妊治療・妊婦健診に要する費用</li> <li>○ 分べん費等・産後ケアに要する費用</li> <li>○ 子の医療費、幼稚園・保育所等の保育(ベビーシッター代を含む)など</li> </ul> </li> </ul>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 上記1及び2の合計で1,000万円までが非課税。

2. 本非課税措置は、2019年度(平成31年度)税制改正により、2021年3月31日まで延長された。
3. 贈与者死亡の場合、原則、その時点の未使用教育資金贈与残高は贈与者の相続財産に加算しないのに対し、結婚・子育て資金の未使用残高を贈与者の相続財産に加算するのは、後者の結婚・子育て資金は資金使途が広く、悪用されて脱税等の余地が大きいことから、相続税回避を防止する観点からとられた措置である。
4. 贈与者が死亡した時点で、未使用の結婚・子育て一括贈与資金があれば、受贈者は、これをみなし相続財産として、贈与者所轄の税務署に相続税の申告をしなければならない。受贈者が50歳になるまで、贈与者が生存している場合は、受贈者が50歳になった時点で、受贈者はその時点の未使用結婚・子育て一括贈与資金残高について、贈与税の申告をしなければならない。

（終わりに）

冒頭部分で述べたとおり世界的に見ると、相続税を持たない国の方が相続税を持つ国よりも多い状況があることに加えて、米国のように課税最低限を引き上げて、相続税の所得再分配機能を緩和するところもあるなかで、日本は2025年以降、課税最低限の引下げ、累進相続税率の引上げへと舵を切っている。先に引用した渡辺裕泰氏の論文「相続税廃止の世界的潮流と日本」(2012.5, 税経通信)の中では、相続税制の強化に対して次のような問題提起が行われているが、これは、今日でも相応の妥当性を持つ見解ではないかと思われるので、改めてここでその論拠を紹介しておきたい。

- ①累進所得税制がある以上、残りの遺産に相続税を掛ける必要はなく、相続税を掛けると二重課税となる。
- ②相続税に所得再分配効果があることを証明する研究成果がなく、所得再分配効果であれば所得税を通じても行いうる。
- ③金持ちはタックスプランニングを用いて相続税を節税できるが、それを行いつらい者が課税されるのは不公平である。
- ④金融資産は課税逃れができるのに、不動産だけが捕捉されて課税されるのは不公平である。
- ⑤住宅価格の上昇の結果、中間層への相続税の課税は、キャッシュフローのないところへの課税となるので不満がある。
- ⑥中小企業等の事業を子供に承継することが難しくなる。
- ⑦相続税収の税収全体に占める比率は高くなく、税収対策にならない。

ただし、フランスのトマ・ピケティ教授による「21世紀の資本」(2014年)やアメリカのブランコ・ミラノウイチ教授による「Global Income Distribution」等の刊行以降、経済のデジタル化等に伴い、世界的に中間勤労層が没落して、一部の富裕層に富が集中し、人々の富の分配への不平等感が強まっていることが明らかになってきており、こうした中で、相続税の課税の在り方についても、従来とは異なる潮目が生まれていることに

も留意が必要である。ここではその一例として加藤浩国立国会図書館調査及び立法調査局専門調査員の論文「相続税制の改革にあたっての考え方」

(2016.6)において紹介されている、2008年に相続税及び贈与税を廃止したオーストリアでの動向を見ておこう。オーストリアでは、2013年以降、ウィーン大学のビルフリート・アルツィガー(Wilfried Altzinger)教授らのエコノミストが主導して次のような主張が展開されているという。こうした動きが、世界的に各国で広がる所得間格差の拡大に伴い、世界的な潮流になっていくのかが注目される。

「相続税の導入は、経済的な面からは実現可能なものであり、社会的な面からは公正なものである。オーストリアにおける遺産は、少数の人々に高度に集中している。僅かな数の人々が大きな遺産を受け取り、働かずに豊かになれている。2008年の相続税廃止は、資産課税による低い税収をさらに一層低くした。遺産への課税の再導入は、正義をなすための必要条件である。社会的背景が人々の将来を決定すべきではないからだ。すべての子供によい教育を与え、すべての人々に老後にも尊厳を持つことが可能になるような機会を提供できるよう、社会的サービスを必要な程度まで拡充するため、遺産への課税が必要である。それ故、われわれは相続税・贈与税の可能な限り早急な導入を政府に要請する。個人が、公正という原則に立脚してより強固な立場を再度獲得したいと願っている場合、経済政策は主として2つの方策を手段として開始していかなければならない。それは、相続財産への課税と教育を受ける機会の平等な提供である」

(参考文献)

1. 財団法人日本住宅総合センター「相続・贈与税制再編の新たな潮流」(2010. 6. 30)
2. 渡辺裕泰「相続税廃止の世界的潮流と日本」(2012. 5、税経通信)
3. 日経新聞「世界の相続税事情は？増税ニッポンとの比較」(2015. 7. 29)
4. 加藤浩「相続税制の改革にあたっての考え方」(2016. 6, 国立国会図書館 調査及び立法調査局レファレンス785号)
5. 経済産業省委託調査「平成28年度内外一体経済成長戦略構築に係る国際経済調査事業（対内直接投資促進体制整備等調査（諸外国における相続税制等調査）」(2017年（平成29年）2月、デロイト トーマツ税理士法人)
6. 公益財団法人日本税務研究センター「税研201号「相続税・贈与税の課題とあり方について」」(2018. 9. 20)
7. 内閣府「2018年度第18回税制調査会説明資料」(2018. 10. 17)
8. 内閣府「2018年度第20回税制調査会説明資料」(2018. 11. 7)
9. 日本税理士連合会「相続税の機能と今後の税制の在り方について」(2018, 12, 20)

荒井俊行 [あらい としゆき]

[(一財)土地総合研究所 常勤研究顧問]

## (参考資料) 相続税法・贈与税法の主な変遷

適用年次	相続税				贈与税
	課税方式	免税点 基礎控除	税率	その他	
明治 38・ 創設	・遺産税方式 ・賦課課税	(免税点) ・家督相続 1千円 ・遺産相続 500円	家督・遺産相続の別 に被相続人との親 疎により3区分(6 の税率) (直系卑属の場合) ・家督相続: 1.2~13% ・遺産相続: 1.5~14%	・軍人・軍属の戦士・ 戦病死による相続に ついては非課税 ・原則として国内財産 のみが課税対象	なし(国内の不動産・船舶以 外の財産500円以上を推定相 続人等に贈与した場合は、遺 産相続が開始したものと見 做して相続税を課税)
明治 43			(直系卑属の場合) ・家督相続: 1~12.5% ・遺産相続: 1.5~14%		
大正 3		(免税点) ・家督相続 2千円 ・遺産相続 500円	(直系卑属の場合) ・家督相続: 0.5~6.5% ・遺産相続: 1~9%		
大正 15		(免税点) ・家督相続 5千円 ・遺産相続 1千円	(直系卑属の場合) ・家督相続: 0.5~13% ・遺産相続: 1~18%		なし(国内の不動産・船舶以 外の財産1,000円以上を親族 に贈与した場合は、遺産相続 が開始したものと見做して 相続税を課税)
昭和 13				被相続人が国内に住所 を有するときは相続財産 のすべてが課税対象	
昭和 15			(直系卑属の場合) ・家督相続: 1~33% ・遺産相続: 2~49%	扶養控除新設 ・死亡による相続開始 ・課税価格少額 *家督相続5万円以下 *遺産相続3万円以下 *同居相続人で年齢18 歳未満、60歳以上又 は障害者1人当たり 千円以下	
昭和 21		(免税点) ・家督相続 2万円 ・遺産相続 3千円	(直系卑属の場合) ・家督相続: 1.5%~55% ・遺産相続: 2.6%~70%	軍人・軍属の戦士、戦 病死の場合の非課税規 定廃止	

適用年次	相続税				贈与税
	課税方式	免税点 基礎控除	税率	その他	
昭和22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺産税方式</li> <li>・申告納税制度導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免税点廃止</li> <li>・基礎控除 5万円</li> </ul>	家督相続の区分を廃止するも、被相続人との親疎による3区分を維持 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種(直系卑属) 10~60%</li> <li>・第2種(直系尊属) 13~63%</li> <li>・第3種(その他) 15~65%</li> </ul>	相続開始前2年以内の被相続人からの贈与は相続税の課税価格に加算	贈与税の創設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・贈与者課税</li> <li>・一生累積課税</li> <li>・基礎控除(一生を通じ5万円)</li> <li>・税率 15%~65%</li> </ul>
昭和25	累積的取得税導入(遺産取得税方式の相続税と一生累積・受贈者課税の贈与税の統合)	(基礎控除) 一生を通じて15万円(財産取得者ごと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被相続人との親疎による区分を廃止(税率)</li> <li>・最高: 5千万円超 90%</li> <li>・最低: 20万円以下 25%</li> </ul> (14段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無制限納税義務者は財産の所在を問わず課税対象。制限納税義務者は国内財産のみが課税対象</li> <li>・配偶者控除の新設(債務控除後の価格から10分の5を控除)</li> <li>・扶養控除を廃止して未成年控除を新設(18歳未満対象)</li> </ul>	相続税と統合
昭和27		(基礎控除) 一生を通じて30万円(財産取得者ごと)	(税率) <ul style="list-style-type: none"> <li>・最高: 1億円超 70%</li> <li>・最低: 20万円以下 20%</li> </ul> (11段階)		
昭和28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺産取得税方式</li> <li>・累積的取得税廃止(相続税・贈与税二本立て)</li> </ul>	(基礎控除) 50万円(財産取得者ごと)	(税率) <ul style="list-style-type: none"> <li>・最高: 1億円超 70%</li> <li>・最低: 20万円以下 15%</li> </ul> (12段階)	相続開始前2年以内の被相続人からの贈与は相続税の課税価格に加算	贈与税復活 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受贈者課税</li> <li>・暦年課税</li> <li>・基礎控除 10万円(税率)</li> <li>・最高: 3千万円超 70%</li> <li>・最低: 20万円以下 20%</li> </ul> (10段階)
昭和33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺産取得税方式</li> <li>・税額計算において遺産税方式との折衷方式とした</li> </ul>	(基礎控除) 150万円+30万円×法定相続人数	(税率) <ul style="list-style-type: none"> <li>・最高: 1億円超 70%</li> <li>・最低: 30万円以下 15%</li> </ul> (13段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続開始前3年以内の贈与は相続に加算</li> <li>・配偶者控除の改正遺産額3千万円以下を基準として納付税額の2分の1を税額控除</li> <li>・1親等の相続人以外に対する相続税額の加算新設(20%加算)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎控除 20万円</li> <li>・同一人からの贈与について3年間累積課税方式を導入(税率)</li> <li>・最高: 3千万円以上 70%</li> <li>・最低: 30万円以下 15%</li> </ul> (12段階)
昭和37		(基礎控除) 200万円+50万円×法定相続人数			

適用年次	相続税			贈与税	
	課税方式	免税点 基礎控除	税率		その他
昭和39		(基礎控除) 250万円+30万円×法定相続人数			<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎控除 40万円</li> <li>・生前贈与農地等に係る納期限延長制度の導入</li> </ul>
昭和41		(基礎控除) 400万円+80万円×法定相続人数 ・配偶者控除の新設： 婚姻期間15年を超える1年につき20万円、最高200万円（贈与税の配偶者控除の適用を受けている場合は適用不可（以下同じ））	(税率) ・最高： 1億5千万円超 70% ・最低： 60万円以下 15% (13段階)		配偶者控除制度の新設（控除額160万円） (税率) ・最高 3千万円超 70% ・最低 30万円以下 10% (13段階)
昭和42				配偶者の税額軽減（遺産額3千万円以下なら法定相続分まで非課税）	
昭和46		配偶者控除（婚姻期間10年を超える1年につき、40万円、最高400万円）			
昭和47				<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者の税額軽減（婚姻期間10年超に応じて取得財産3千万円まで非課税）</li> <li>・障害者控除制度の新設</li> </ul>	
昭和48		(基礎控除) 600万円+120万円×法定相続人数 ・配偶者控除（婚姻期間10年を超える1年につき、60万円、最高600万円）			配偶者控除 500万円



適用年次	相続税				贈与税
	課税方式	免税点 基礎控除	税率	その他	
昭和50		(基礎控除) 2,000万円＋ 400万円×法 定相続人数 ・配偶者控除 廃止	(税率) ・最高： 5億円超 75% ・最低： 200万円以下 10% (14段階)	配偶者の税額軽減（遺 産額の3分の1相当額 （この額より4千万 円の方が大きい場合、は 4千万円）までは非課 税 相続税の納税猶予制度 の創設	・基礎控除 60万円 ・配偶者控除 1,000万円 （税率） ・最高 7千万円超 75% ・最低 50万円以下 10% （14段階） ・3年累積課税制度を廃止 ・贈与税の納期限の延長制度 を納税猶予制度に改正
昭和56				配偶者の税額軽減制度 の改正（遺産額の2分 の1相当額（この額よ り4千万円の方が大き い場合、は4千万円） までは非課税	
昭和58				小規模宅地等の課税価 格の計算の特例制度創 設 *事業用 60% *事業・居住併用 事業部分 60% 居住部分 80% *居住用 70%	
昭和59					住宅取得等資金の贈与の特 例創設 ・500万円まで5分5乗 ・300万円まで非課税
昭和63		(基礎控除) 4,000万円＋ 800万円×法 定相続人数 ・基礎控除、 税額計算 における 法定相続 人に含め る養子の 数を制限	(税率) ・最高： 5億円超 70% ・最低： 400万円以下 10% (13段階)	・配偶者の税額軽減制 度の改正（配偶者の 法定相続分相当額 （この額より8千万 円の方が大きい場 合、は8千万円）ま では非課税 ・小規模宅地等の課税 価格の計算の特例制 度改正 *事業用 40% *事業・居住併用 事業部分 40% 居住部分 60% *居住用 50%	・配偶者控除 2千万円 （税率） ・最高 7千万円超 70% ・最低 100万円以下 10% （13段階）
平成4		(基礎控除) 4,800万円＋ 950万円×法 定相続人数	(税率) ・最高： 10億円超 70% ・最低： 700万円以下 10% (13段階)	・小規模宅地等の課税 価格の計算の特例制 度改正 *事業用 30% *事業・居住併用 事業部分 30% 居住部分 50% *居住用 40%	(税率) ・最高 1億万円超 70% ・最低 150万円以下 10% （13段階）

適用 年次	相続税				贈与税
	課税方式	免税点 基礎控除	税率	その他	
平成 6		(基礎控除) 5,000万円＋ 1,000万円× 法定相続人 数	(税率) ・最高： 20億円超 70% ・最低： 800万円以下 10% (13段階)	・配偶者の税額軽減制 度の法定相続分相当 額（この額より1億 6千万円の方が大き い場合は1億6千万 円までは非課税） ・小規模宅地等の特例 改正 *特定事業用及び特定 居住用 20% *貸付事業用その他 50%	住宅取得等資金の贈与の特 例改正 ・1千万円まで5分5乗 ・300万円まで非課税
平成 11					住宅取得等資金の贈与の特 例改正 ・1,500万円まで5分5乗 ・300万円まで非課税
平成 12				納税義務者等の特例の 創設 →財産取得時に国内に 住所を有していなくとも、一定の要件に当て はまれば、国外財産に 課税（非居住無制限納 税義務者の創設）	同左
平成 13					・基礎控除 110万円 ・住宅取得等資金の贈与の特 例改正 *1,500万円まで5分5乗 *550万円まで非課税
平成 14				特定事業用資産の課税 価格の特例創設 *特定同族会社株式 90% *特定森林施業 95%	
平成 15	相続時精算 課税制度創 設		(税率) ・最高： 3億円超 50% ・最低： 1千万円以下 10% (6段階)	納税義務者の特例を廃 止し、ほぼ同内容の非 居住無制限納税義務者 の納税義務を本法に規 定して国外財産に課税	・相続時精算課税制度創設 (65歳以上の父母から20歳 以上の推定相続人) ・特別控除 2,500万円 ・税率：20% (税率) ・最高 1千万円超 50% ・最低 200万円以下 10% (6段階) ・住宅取得等資金に係る相続 時精算課税制度の特例（特 別控除を1千万円上乗せ、 65歳以上の遺贈者の年齢 要件なし）
平成 18					住宅取得資金等贈与非課税 制度廃止（平成18～20）

適用年次	相続税				贈与税
	課税方式	免税点 基礎控除	税率	その他	
平成21					<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度における特別控除額1千万円上乗せの廃止</li> <li>住宅取得等贈与税非課税制度復活（以降平成・令和まで継続（注2参照））</li> </ul>
平成23					<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例（特別控除の1千万円上乗せ）の廃止</li> </ul>
平成25					<ul style="list-style-type: none"> <li>教育資金一括贈与非課税制度の創設</li> </ul>
平成27		(基礎控除) 3,000万円＋600万円×法定相続人数	(税率) ・最高：6億円超 55% ・最低：1千万円以下 10% (8段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>未成年者控除、障害者控除の引き上げ（それぞれ20歳、85歳までの1年につき6万円を10万円に引き上げる）</li> <li>小規模宅地等の特例改正 →特定居住用宅地の特例限度面積を240㎡から330㎡に拡大するとともに、特定事業用宅地（限度面積400㎡）との完全併用を可とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>贈与税率の最高税率を引き上げる。 *系尊属からの贈与：4,500万円超 55% *一般：3,000万円超 55% *いずれも最低税率は200万円以下の場合 10%</li> <li>相続税精算課税制度の改正</li> <li>*受贈者、20歳以上の推定相続人に孫を加える。</li> <li>*贈与者の年齢要件を65歳以上の者から60歳以上の者に拡大</li> <li>結婚・子育て資金一括贈与非課税制度創設</li> </ul>
平成31				<ul style="list-style-type: none"> <li>個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の創設</li> <li>教育資金一括贈与、結婚・子育て資金一括贈与非課税措置の見直し（受贈者の合計所得金額1,000万円以下に限定等）</li> </ul>

(注) 1. 2019年4月13日、森賀津雄税理士の「FPが知っておくべき平成31年度税制改正の概要」(FPK研修センター主催セミナー)にて紹介があった「税大ジャーナル2005.4」を基に、土地総合研究所が作成。

2. 住宅取得等贈与税非課税限度額の推移(単位:万円)

適用年	一般住宅	長期優良住宅等
平成21	500	500
平成22	1500	1500
平成23	1000	1000
平成24	700	1200
平成25	500	1000
平成26	500	1000
平成27	1000	1500
平成28	700	1200

平成 29	700	1200
平成 30/1～31/3	700	1200
平成 31/4～令和 2/3	700(2500)	1200(3000)
令和 2/4～令和 3/3	500(1000)	1000(1500)
令和 3/4～令和 3/12	300(700)	800(1200)

(注) ( ) 内は、消費税率が10%に引き上げられた場合の贈与税非課税限度額である。